

お知らせ

やまなし子育て応援カード 旧カードをお持ちの方へ

平成 25 年 11 月 1 日よりカードを利用できる対象世帯が拡大され、18 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯から、18 歳未満の子どもがいる全ての世帯及び妊婦がいる世帯へと変更になりました。

それに伴い、旧カードをお持ちの方は新カードへの切り替えが必要になり、旧カードの有効期限が設けられましたので、お早目に手続きをお願いいたします。 ※旧カード有効期限 平成 26 年 8 月末

やまなし子育て応援カードとは？

県内在住の子育て家庭が、協賛企業において各種割引などの特典サービスを受けられ、社会全体で子育て家庭を応援する事業です。

■応援カード配布場所

福祉課子育て支援担当窓口で配布します。

■問い合わせ

* 事業内容について 県子育て支援課子育て支援担当 ☎ 055-223-1456

* 応援カードの交付について 福祉課子育て支援担当 (内線 175)



ひとり親家庭医療費助成受給者証の更新手続きをお願いします

現在交付されている「葦崎市ひとり親家庭医療費助成受給者証」は、8 月 31 日末で有効期限が満了します。更新のご案内を 8 月上旬に郵送しますので、ご確認のうえ、手続きをお願いします。

また、新たにひとり親になられた方や、平成 25 年度に非該当だった方で次の要件に該当する場合は、申請書の提出をお願いします。

■支給要件

- ・ 18 歳以下の子ども（但し、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子どもとする）を養育しているひとり親等。
- ・ 申請者等が市内に住所を有していること。 ・ 申請者の平成 25 年分の所得税が非課税であること。
※扶養義務者と同居している場合はその方にも所得制限があります。

■提出書類

- ・ 加入医療保険証（コピーでも可） ・ 児童扶養手当を受給している方については証書の写し
 - ・ 本籍が葦崎市以外の方は戸籍謄本または児童扶養手当の証書の写し
 - ・ 平成 26 年 1 月 1 日以降に転入された方は所得と課税の状況を証する書類。（所得・課税証明書等）
- ※平成 26 年 1 月 1 日以降に転入された扶養義務者と同居している場合はその方の所得を証する書類。

■注意事項

所得税法等の一部改正（16 歳未満の扶養控除の廃止と特定扶養親族の範囲の縮小）により、平成 26 年度の所得税が課税されている方でも、それらの適用がないものとして計算した場合に所得税が非課税になる場合は受給ができますのでご注意ください。

■提出期間・場所 8 月 1 日（金）～8 月 15 日（金）・市民課国保医療担当

■問い合わせ 市民課国保医療担当 22-1111 (内線 127～129・137)

病児・病後児保育所の当日利用が可能になります



市立病院内で開設されている病児・病後児保育所（スマイル）を利用される方の利便性の向上のため、お子様の急な発熱などで、市立病院小児外来の時間外診療を受けた当日に、前日予約がなくても 8 時 30 分から保育サービスの利用ができるようになります。

なお、診察した上で、投薬を処方（院内処方）いたしますが、一日分のみの処方となりますので、必ずかかりつけ医を受診してください。

※保育サービスの利用には事前登録が必要です。また、診察前には病児病後児保育児童連絡票をご持参ください。

■診察時間 月曜日から金曜日（但し、祝祭日を除く） 8 時 5 分～9 時

■受付時間・受付場所 7 時 45 分～8 時 30 分（救急受付：1 階会計窓口）

■実施期間 8 月 4 日～平成 27 年 3 月 31 日

■問い合わせ 市立病院 ☎ 22-1221 ※利用登録に関する問い合わせ 福祉課子育て支援担当（内線 175）